

公益財団法人  
神戸やまぶき財団  
社会福祉助成金募集要項  
第24回／2024年度(前期)

兵庫県内に活動拠点のある団体・施設(事業所)に対し  
助成金支給によって支援を行います。

(原則として、1年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている非営利の団体であること。  
ただし、申込事業所が1年未満の活動であっても、運営母体の活動実績が1年以上あれば申込み可能とします。)

助成の対象項目

- ① 障害者および要保護児童を対象とした施設の新築・増改築費用に対する助成  
●助成総額／8,000万円(1件当たりの助成上限額800万円) ●助成率／見積合計金額(消費税込・万円未満切捨)の原則80%以内
- ② 障害者および要保護児童を対象とした施設で使用する設備(消防用設備等含む)および備品購入に対する助成  
●助成総額／7,000万円(1件当たりの助成上限額500万円) ●助成率／見積合計金額(消費税込・万円未満切捨)の原則80%以内
- 2 障害者および要保護児童を対象とした施設での送迎、または事業目的に使われる車両購入に対する助成  
●助成総額／6,000万円(1件当たりの助成上限額500万円) ●助成率／車両本体価格(消費税込・万円未満切捨)の原則80%以内  
※車両本体価格(消費税込)は、メーカー希望小売価格とします。  
※車両のタイプは標準グレードの車種とします。  
※原則として1事業所につき5年間で最大2台まで、同一団体全体では合計3台を上限といたします。
- 3 障害者および要保護児童を対象とした団体・ボランティアグループ等が行う地域貢献の社会福祉活動に対する助成  
●助成総額／2,000万円(1件当たりの助成上限額200万円) ●助成率／見積合計金額(消費税込・万円未満切捨)の100%以内
- 4 難病患者およびその家族をサポートする団体、医療従事機関への治療(研究)・啓発等に対する助成  
および施設で使用する設備、備品の購入に対する助成、難病ケア施設の合理性のある運営費で難病患者の支援に  
直接つながる費用に対する助成  
●助成総額／2,000万円(1件当たりの助成上限額1,000万円) ●助成率／見積合計金額(消費税込・万円未満切捨)の100%以内

原則、助成対象とならない案件

- (1) 消耗品・日用品 (2) 単価1万円(消費税込)以下の備品等 (3) 職員専用の事務機器・備品等 (4) 中古・リース商品  
(5) 実施済み案件 (6) 運転資金(人件費・経費等)

申込方法

- ① 申込みは、1団体につき1事業所、1案件とします。
- ② 申込みは、当財団ホームページの「助成金マイページ」よりお申込みください。  
※「助成金マイページ」にアクセスするには、ログインIDとパスワードが必要です。取得されていない団体は、  
当財団ホームページより、「団体登録」をお願いします。

申込受付期間

申込みは、2024年4月1日(月曜日)から同年5月10日(金曜日)まで受け付けます。

## 必要書類

### 1. 団体の定款・会則等

### 2. 助成案件の見積書(消費税込)と申込案件に該当する資料(下記参照)

- (1) 新築・増改築案件 →【設計図面・工事実施計画書(工程表)】
- (2) 設備・備品等案件 →【購入商品の仕様が記載されたカタログ等(写真付き)】
- (3) 車両案件 →【車種・仕様・車両本体価格が記載されたカタログの該当ページ、買替えの場合、買替え車両の〈車検証〉】

(注意) 見積書は原則2社以上(車両の場合は1社でも可)

(注意) 上記、(2)、(3)の添付カタログについては、購入予定商品、該当車両にメーカーを引く等して目印を付けてください。

### 3. 団体全体の事業報告書・事業計画書

- 2023年度(令和5年度)の事業報告書 (注意) 理事会等未承認の場合、2022年度(令和4年度)も可。
- 2024年度(令和6年度)の事業計画書 (注意) 承認され次第提出をお願いいたします。

### 4. 財務諸表等(団体全体と申込事業所単体)

- 2023年度(令和5年度)貸借対照表・活動計算書 (注意) 理事会等未承認の場合、2022年度(令和4年度)も可。ただし、承認され次第提出をお願いいたします。
- 社会福祉充実残額算定シート(社会福祉法人のみ) (注意) 充実残額がある場合、社会福祉充実計画書のPDFも提出のこと

### 5. 施設・活動の案内書(パンフレット)・参考資料等

## その他の要件

1. 書類審査とともに、現地訪問調査をする場合があります。
2. 株式会社等の営利団体、一般社団法人の普通法人型(非営利型は可)からの申込みはできません。
3. 案件事業費総額(見積額)は、原則1億円を上限とします。
4. 自治体の指定管理者制度適用の団体や自治体等からの受託業務に関する案件の場合は、申込み前に事務局までご連絡ください。

## 助成の決定、通知、報告

1. 助成先および金額は、選考委員会にて選考の上、理事長が決定します。採否の結果につきましては、2024年10月上旬頃にお申込みの団体宛にメールおよび〈マイページ〉にてお知らせします。
2. 助成採用が決定したときは、所定の承諾の手続き完了後、2024年11月上旬頃に助成金を銀行振込します。
3. 不採用に関わる理由については、お知らせしません。
4. 助成金を受領後、採用見積書に従いすみやかに案件を実施し、その結果を証する実施報告を〈マイページ〉にて入力し、納品書・領収書・写真等を添付のうえ、ご提出ください。(最終締切 2025年4月30日)

お問い合わせ

公益財団法人 神戸やまぶき財団

〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4-14 日栄ビル2階

TEL.078-392-3900 FAX.078-392-3903

WEB申込みご相談専用番号 TEL.078-954-5800

E-mail info@kobe-yamabuki.or.jp

財団HP <https://www.kobe-yamabuki.or.jp/>

※申込みは、「助成金マイページ」より行ってください。

